

はじめに

2025年6月22日、米国は、イランの複数の核関連施設に対して空爆を行った。これは、これまでも米国が行ってきた数ある軍事行動の一つであるが、その影響は、イランの核開発に対するものに止まらない可能性があると考えられる。本稿は、その国際法上の評価とそれが及ぼし得る潜在的な影響等について考察するものである。

武力不行使原則

米国によるイラン爆撃の国際法上の評価については、何よりも武力不行使原則との関係が問題となる。国連憲章第2条4項は、「武力による威嚇及び武力の行使」を原則的に禁止している。

例外は、国連安全保障理事会（以下、「安保理」）の決議がある場合（国連憲章第7章）及び自衛権行使（国連憲章第51条）の場合である。この両者は、安保理が「国際の平和及び安全の維持に必要な措置を講ずるまでの間」、国連加盟国は自衛権の行使が認められるという関係にある。なお、異説はあるが、自衛権は、一般国際法上の権利でもあるとされている。自衛権行使の要件としては、一般に、「武力攻撃の発生」、「他に適当な手段がないこと」及び「必要最小限の実力行使」が挙げられている。

武力不行使原則成立の経緯

国際社会で武力不行使原則が初めて広く認められたのは、不戦条約（1928年）においてである。提唱者は、当時のケロッグ米国务長官とブリアン仏外相であった。その契機となったのは、第一次世界大戦の惨禍である。それ以前は、国家の政策手段としての戦争は禁止されておらず、戦争を抑制する原則としては、正戦論があるのみであった。その後、武力不行使原則は、第一次世界大戦を越える第二次世界大戦の惨禍を背景に、国連憲章の形で条約化されるとともに、ニカラグア事件における1986年のICJ判決で確認されたように、一般国際法としても確立していると解されている。

このように、武力不行使原則は、2度の世界大戦という人類の悲惨な歴史的経験に基づいて確立した極めて重要な原則であることは、十二分に銘記しておく必要がある。また、この原則は、成立の経緯から明らかなように、欧米諸国が一貫して主導してきた原則であり、欧米諸国は、いわば生みの親としての特別の責任を有していることに留意すべきである。

国際法上の評価

こうした今日の法的枠組みに照らした場合、端的に言えば、今次のイラン爆撃を正当化す

ることは困難と解される。

具体的に言えば、米国は今次爆撃の目的をイランの核開発能力の破壊であり、集団的自衛権の行使である旨説明しているが、核開発行為が武力攻撃の発生に該当するとはおよそ考えられないということである。武力攻撃の発生には現実の損害の発生は必要ないと解されているが、これをいかに拡大解釈しても、対象国が核兵器の保有にすら至っていない段階で武力攻撃ありとしてその核関連施設に対して予防的な武力行使を行うことには、自衛権によって法的に正当化される余地はないと言わざるを得ない。なお、一般国際法上の自衛権は、「差し迫った脅威」があればよく、必ずしも武力攻撃の発生を要しないと解されているが、それにしても今回のケースのようにおよそ脅威が差し迫っているとは言えない状況では、一般国際法上の自衛権を援用しても違法性阻却が可能とは考えられない。

また、集団的自衛権は、密接な関係にある第三国に対して武力攻撃が発生し、当該国が個別的自衛権を行使し得る状況がある場合に成立する権利であるが、当時において第三国であるイスラエルに対するイランによる武力攻撃は発生しておらず、イスラエルの自衛権行使が認められ得なかったことは明らかである。

逆に、6月13日以降イスラエルによるイランに対する攻撃が始まっており、むしろこの攻撃自体が違法な武力攻撃である可能性大である。イスラエルは、イスラエルの存在を否定するイランの核開発を実存的な脅威として、あらゆる手段でもって阻止する姿勢を従来隠しておらず、この攻撃も、独自の誤った自衛権解釈、おそらくは「差し迫った脅威」の著しい拡大解釈に基づくものとみられる。

もっとも、G7 諸国は、G7 カナナキス・サミットの「イスラエル及びイランの間の最近の情勢に関する G7 首脳声明」において「我々は、イスラエルは自国を守る権利を有することを確認」するとして、若干曖昧ながらもイスラエルの自衛権を認めているので、この立場からすれば、米国の集団的自衛権は成立し得るということになろう。この文言は、政治的にはイスラエルの攻撃を支持するためのものであろうが、国際法上は理解に苦しむものとしか言いようがない。

さらに、正当化を困難としているのは、米国の説明振りである。米国は、公式の説明に関する限り、国際法との関係についてはイスラエルを支援するための集団的自衛権の行使である旨の一言で済ませており（2025年6月23日開催の安保理会合における Shea 米国臨時代理大使発言）、イランによる武力攻撃の発生等について敷衍するようなことを全くしていない。これでは、米国の攻撃を擁護する立場に立っても、議論の余地を見出すことは困難であろう。

この点では、1986年の米国によるリビア爆撃のケースと対照的である。当時はリビアによる対米テロ活動が継続している状況にあり、このケースにおいては、少なくとも差し迫った新たな脅威の存在を説明しやすく、自衛権による正当化が不可能ではない例であったと言える。また、米国を始めとする NATO による武力行使が国際法違反を疑われた例としては、1999年の新ユーゴスラビアに対する空爆が挙げられる。当時、NATO 諸国は、二つの

安保理決議（1160 及び 1199）を根拠として挙げていたが、これらの決議は武力行使を認めたものではなく、武力行使を認める決議が別途必要との批判が行われた。また、学界では、人道的介入としての武力行使の可否が論じられた。結局のところ、当該空爆は、国際法違反か否かが必ずしも明白でない例であったと言えよう。これらの事例と比べても、今次の空爆は、法的な擁護の余地がない点で特異である。

なお、同じ集団的自衛権による正当化であっても、ウクライナに侵攻したロシアの説明振り（「ドネツク」、「ルハンシク」両人民共和国の要請に基づく集団的自衛権の行使）の方がより緻密に見えるのは皮肉としか言いようがない。

諸外国等の反応

諸外国の反応は、米国との政治的な距離を反映してであろうが、必ずしも一致していない。

欧米諸国等は、今回の米国の軍事行動を支持している。例えば、報道によれば、ルッテ NATO 事務総長は、6 月 23 日に根拠を示さずに国際法に違反していないとの考えを示した。また、ドイツのメルツ首相も米国によるイランに対する攻撃を批判する理由はないと述べている。

これに対して、我が国は、6 月 23 日の外務大臣談話において、今次爆撃自体の法的評価には踏み込まず、「事態を沈静化することが何よりもまず、極めて重要であると考えて」おり、「同時に、イランの核兵器保有は阻止」されなければならない旨述べるに止めている。また、報道によれば、法的評価については、同日夜に、石破総理が、日本は詳細な事実関係を把握できないため確定的な評価をするのは現時点で困難だが、どのような評価があり得るかは、常に検討していかなければならないと述べている。

これらはいずれも、イランの核開発の阻止と米国との連帯のため、国際法違反の疑いを持ちつつも、基本的には米国を支持しているものとみられるが、国際法違反の可能性を完全には否定していない我が国の立場は、NATO 等よりも幾分誠実であるとも言えよう。

他方、攻撃を受けたイランが国際法違反を主張するのはある意味で当然だが、それ以外にも、ロシアや中国が、同様の立場を表明している。およそ親米とは言えない両国がかかる立場を取ることは意外ではないが、注目されるのは、親米・反イランと見られている GCC 諸国を含むアラブ連盟とイスラム協力会議が、イランに対する米国の攻撃が同国の主権侵害だとする声明を発出していることである。これは、いわゆるグローバルサウスの見解の一端を示すものと言えよう。

イラン爆撃が及ぼし得る影響

今次爆撃は、それ自体としては限定的な攻撃であり、直ちに重大な結果をもたらすものではないように見えるが、少なくともそれが国際社会、特に国際秩序に及ぼし得る影響は、決して小さくないと考えられる。

そのような潜在的影響の第一は、武力不行使原則の形骸化である。上述のとおり、今次の

米国の軍事行動は、明白な武力不行使原則違反であり、自衛権の濫用であると言わざるを得ない。しかしながら、国際社会の法的評価は、各国の政治的な思惑等により、一致していない。仮に、今後も同様の国家実行が続き、国家の規範意識が薄れれば、武力不行使原則が形骸化することは不可避となる。これを先例として援用するような各国の動きには特別の注意を払う必要があろう。

あり得る影響として第二に挙げられるのは、国連による国際安全保障の機能不全である。安保理で拒否権を有する大国のうち、ウクライナ侵攻によってロシアが武力不行使原則に違反し、今回イラン爆撃により米国がこれに続いたことになるが、これは、国連からすれば、安保理常任理事国として国際の平和と安全に特別の責任を有する複数の国家が自らそれに違背するという異常事態が続いたことを意味する。将来の可能性に止まらず、国連が国際安全保障に有効な措置を講ずることは既に困難となっているとみるべきかもしれない。

第三は、武力紛争増加の可能性である。Oona A. Hathaway と Scott J. Shapiro (“*Might Unmakes Right*” *Foreign Affairs* July/August 2025) によれば、第二次大戦後の 65 年間において外国に征服された領土は、毎年減少し、その一世紀以上前と比べると 6 % 以下となっているとされる。領土紛争に対するものを始め、武力不行使原則の武力紛争抑止効果は極めて大きいと言うべきであろう。逆に、自衛権を安易に援用してこの原則を無視できるとなれば、少なからぬ国々が領土問題等を巡る紛争を武力によって解決する誘惑に駆られ、その結果、武力紛争が世界的に増加するであろうことは容易に想像できる。特に、拒否権を有する安保理の常任理事国は、国連憲章第 7 章に規定される制裁を回避できるため、この誘惑に駆られやすい。そうなれば、行き着くところは不戦条約以前の世界である。

第四は、米国を始めとする欧米諸国の信頼や権威の低下である。非欧米諸国の眼には、今次の米国の軍事行動とこれに対する欧州諸国等の支持は、武力不行使原則や自衛権の恣意的な援用に見えるであろう。ロシアのウクライナ侵攻に対する欧米諸国の非難も色褪せざるを得ない。欧米諸国としては、中露等との対立が先鋭化しつつある現下の国際情勢においては、いわゆるグローバルサウスへのアウトリーチが強く求められている状況にあると言える。そのような状況下で信頼を自ら毀損するような行為を行うことはおよそ得策とは考えられない。欧米諸国は、国際社会における法の支配の主唱者としての権威が損なわれる危険に特に注意すべきであろう。

最後に指摘し得るのは、世界経済の停滞・縮小の可能性である。国際的な武力紛争が頻繁に発生するとすれば、安定した国際経済活動の前提条件が揺らぐことになる。いわゆる地政学的リスクが著しく増大すれば、国境を越えた貿易や投資は当然に差し控えられることになる。そうなれば、世界経済全体が停滞し、さらには縮小していくことになるだろう。

武力不行使原則の再確認

このような今次の攻撃が及ぼし得るマイナスの影響の大きさを考慮すれば、武力不行使原則堅持のための努力を重ねることによってそのような影響の顕在化を阻止すべきことは

明白であろう。米国の同盟国たる欧州諸国の責任は、上述の歴史的な経緯を踏まえれば、特に大きいと言えよう。

まずは、これらの諸国が、武力不行使原則を自ら遵守することはもとより、武力不行使原則にかかる諸規範の確認を米国に求めていくことが重要である。この観点からすれば、本案に関するルッテ氏のような発言は、言語道断と言える。これでは、国際法を無視しても同盟国等は追認してくれるという誤った認識を米国が持ちかねない。米国との友好関係を維持し、かつ、イランの核開発を阻止しなければならないという、米国の同盟国の立場は理解できるが、だからと言って米国の明白な自衛権の濫用を安易に支持することは許されない。最低限、我が国のように国際法上の評価については公式のコメントを避けるべきであろう。その上で、連携・協力して、米国に対して水面下で軍事行動に対する国際法上の評価への配慮を慎重かつ丁寧に促すべきである。

同時に、これらの諸国が、近年同原則の重大な違反事例が続いていることを踏まえ、今次の攻撃に焦点を当てるのではなく、武力不行使原則や自衛権について、対外的な発言や行動を通じて継続的かつ積極的に再確認していくことが重要である。例えば、これらの諸国が、国連憲章の武力不行使原則関連規定等に関する統一的な解釈の問題を共同で安保理に提起し、議論を促すことが考えられるであろう。また、安保理と異なり国際の平和と安全に第一義的な責任を有するわけではないが、国連総会に同様に提起することも考えられよう。さらに、各国が防衛交流において武力不行使原則の問題をアジェンダとして積極的に取り上げて議論していくことも考えられる。

武力不行使原則や自衛権については、学説も完全には一致していないこと等から、解釈統一は実際上容易でないであろうし、自らが関わる個別のケースの正当化にこの種の機会を利用しようとする国が現れるようなことも考えられるが、こうした試みが武力不行使原則等の再確認に幾何なりとも寄与することが期待できるであろう。同様の行動は、現在生じている武力不行使原則の動揺が収まるまで継続的に行っていくことが重要である。

おわりに

今次の米国によるイラン爆撃は、イスラエル・イラン間の武力紛争の停戦の契機となる等、短期的には国際安全保障に少なからず貢献したと評価できる。また、米国が極めて限定的な軍事行動に止めたことについても肯定的な評価ができるであろう。しかしながら、一方で、それがおよそ正当化の余地のない国際法違反であったことも否定できない。

このような違法行為を米国のような大国が今後も続けるならば、二度の世界大戦による多くの尊い犠牲の上に築かれた貴重な歴史的成果である武力不行使原則は雲散霧消しかねない。そのような事態は断じて避けなければならない。

武力行使等は本来行うべきでなく、行う場合には自衛権又は安保理決議によって違法性を阻却し得ることが必須であることは、あらゆる国が不断に銘記すべき原則であるが、とりわけ米国を始めとする欧米諸国には、その歴史的な意義を再認識し、武力不行使原則堅持の

ために率先垂範していくことを期待したい。我が国も、特別の歴史的な責任こそ有していないものの、欧米諸国の同盟国、同志国の立場から、積極的にこれに協力していくべきであろう。